

執筆者：

E-mail☑ [湯川 雄介](#)

E-mail☑ [中島 朋子](#)

E-mail☑ [鈴木 健文](#)

E-mail☑ [チーチャンニェイン](#)

※ 本ニューズレターは、2023 年 1 月 26 日現在の情報に基づいています。

2023 年 1 月 17 日に、Ministry of Investment and Foreign Economic Relations (投資・対外経済関係省)傘下の Directorate of Investment and Company Administration (投資企業管理局、「DICA」)から、名目取締役及び名目株主に関する指令 (Directive No.7/2023 (Announcement for nominee directors and members as nominee shareholders are not allowed under Myanmar Companies Law)、「本指令」)が発出され、同日施行されていますので、その概要をお伝えします。

1. 本指令の概要

本指令では、概要以下の事項が示されています。

- (1) ミャンマー会社法(「会社法」)の第 18 章において、取締役の権利義務が規定されているところ、取締役として選任されていなかったとしても、事実上会社の業務を指揮管理する者は取締役としてみなされると規定されており¹、また、同法に基づき代理取締役(alternate director)を選任することも認められているため、名目取締役(nominee director)を選任することは会社法に従ったものではなく、一切認めないこと(第 1 項)
- (2) 会社法では、会社の株式を保有するメンバー(株主)は、DICA に対して申請して登録されなければならないこと
- (3) 国によっては、名目株主(nominee shareholder)の登録を認めたくうえで、会社の最終保有者(beneficial owner)を別途に開示するシステムを運用していることもあること
- (4) ミャンマーにおいては、このような名目株主の登録を認めておらず、最終保有者として、DICA において登記され、株主名簿に記載された個人・法人を株主として扱うものとしており、会社法 421 条によって、規定の手数料を納入すれば、誰でも会社の最終保有者の情報にアクセスできるとされていること²

2. 本指令の趣旨

「名目取締役」や「名目株主」は会社法上に定義されてはならず、どのような者を指すものか必ずしも明らかではありませんが³、何らかの規制を潜脱するような目的で(例えば、一定の外資規制等を回避するために、実態は外国会社・外国人が出資している

¹ 当該部分の記載は会社法との関係においては不正確な記載である可能性があります。

² なお、弊職らが知る限りにおいて、誰でも会社の最終保有者の情報を得ることができるようなシステムはミャンマーにおいては構築されていません。この点、DICA に確認するところによれば、会社法 421 条に言及した部分の記載は不正確な記載である可能性があります。

³ 例えば、日本において「名目的取締役」とは、取締役として有効に選任されているものの、実際には取締役としての職務を行っていない者を意味すると解されていますが、そのようなものと同じ概念かどうかは定かではありません。

もの、ミャンマー人・ミャンマーの会社の名義を使って出資を行うような事例を意図している可能性もあります。)、名目的な取締役や株主を利用することについて、禁止することを打ち出したものとも考えられます。

2018年の会社法施行後、DICAが名目的な取締役や株主に関するアナウンスを明確に打ち出したのは初めてのことと思われ、会社法上の位置づけや、DICAがどのようなペナルティ等を課すことを想定しているかは明らかではありませんが、今後、DICAが何らかの形で取り締まりを行う可能性も懸念され、今後の動向について注視する必要があります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 